

## 条例の経過

- 平成16年8月6日 高知県こども条例公布・施行
- 平成25年4月1日 高知県子ども条例改正施行(平成25年1月4日公布)

## 条例の趣旨

- 高知県の次代を担っていく子どもが、心豊かに、健やかに成長することができる環境づくりを県民で醸成するための基本理念を定めるとともに、大人がそれぞれの立場で果たすべき責務を明記するなど、その環境づくりを社会全体で推進していく。

## 県の役割

### 第4条(県の責務)

- ・基本理念にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、実施する
- ・保護者、学校関係者等及び県民が相互に連携、協働して行われる取組を支援する

### 第9条(市町村との連携)

- ・市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する「子どもの環境づくり」に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努める

### 第10条(計画の策定等)

- ・この条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画を策定する
- ・毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ公表するとともに、施策への反映に努める

### 第13条(相談への対応)

- ・子ども及びその保護者から相談があった場合は、必要に応じて調査や助言、関係行政機関への通知等の措置を講ずる

### 第11条(推進委員会の設置等)

- ・「子どもの環境づくり」に関する施策を推進するため、高知県子どもの環境づくり推進委員会を設置する
- ・推進委員会の任務
  - (1) 推進計画の作成及び変更に関すること、この条例の目的の実現に関する重要な事項の調査審議
  - (2) 推進計画に基づき県が実施する取組の状況についての意見陳述

### 第12条(広報及び啓発)

- ・県は、この条例の目的及び基本理念についての理解が促進されるよう、広報及び啓発に努める

## 県の取組(平成25年度から)

### ■推進計画の策定

- 記載事項(条例第10条第2項)
  - ・総合的かつ長期的に講ずべき指針
  - ・子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 平成30年3月策定  
～子ども条例を目指す理念を実現するための13のプラン～  
※子どもの環境づくり推進委員会での審議を踏まえ、関係部局で連携して計画を策定  
※平成26年度からは推進計画に関連する事業について審議を進めている

### ■子どもの環境づくり推進委員会の開催(年3回程度開催)

- ・子ども委員を含む15人以内で構成(任期:2年)
- ・推進計画に関する調査審議や県の取組状況に対する意見 など

### ■広報・啓発の推進

- 子ども条例フォーラムの開催
  - ・条例の目的及び基本理念等を保護者、学校関係者、県民へ啓発
- 子ども条例リーフレットの配布 ※平成25年度作成
  - ・保護者、学校関係者等、県民に配付
- 子ども条例啓発用パネルによる啓発(B2サイズ 10枚) ※平成25年度作成

県の  
具体化

計画の  
策定等

目的や基本理念の  
理解の促進